6　女性の職業選択に資する情報の公表
一般事業主及び特定事業主は、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業等における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならないこと等とした。（第一六条及び第一七条関係）

7　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
国及び地方公共団体の機関は、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、協議会を組織することができることとした。（第二三条関係）

8　施行期日等
㈠　この法律は、平成三八年三月三一日限り、その効力を失うこととした。（附則第二条関係）
㈡　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第四条関係）
㈢　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第三一七号）（総務省）

1　参議院合同選挙区選挙管理委員会に関する事項
㈠　公職選挙法の一部を改正する法律（平成二七年法律第六〇号。以下「改正法」という。）による改正後の公職選挙法第五条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とすることとした。（第一条関係）
㈡　参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第一三八条の四第一項に規定する委員会とみなして適用する地方自治法、地方公務員法及び地方自治法施行令の規定を定めることとした。（第一条の二第一項関係）

2　この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（政令第三一八号）（内閣府本府）

1　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二七年法律第六四号。以下「法」という。）の特定事業主行動計画を策定することとなる国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員を各議院事務局の事務総長、内閣総理大臣、最高裁判所事務総長、地方公共団体の教育委員会等とし、それぞれ規定する職員についての特定事業主行動計画を定めることとした。（第一条第一項関係）

2　1に規定するもののほか、法の特定事業主行動計画を策定することとなる地方公共団体の機関、その長又はその職員を当該地方公共団体の規則で定めるものとし、それぞれ当該地方公共団体の規則で定める職員についての特定事業主行動計画を定めることとした。（第一条第二項関係）

3　法第二〇条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本年金機構及び日本中央競馬会とした。（第二条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

法律

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十三号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律

（農業協同組合法の一部改正）

第一条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　農業協同組合及び農業協同組合連合会
第一節　通則（第三条―第九条）
第二節　事業（第十条―第十一条の五十一）
第三節　共済契約に係る契約条件の変更（第十一条の五十二―第十一条の六十三）
第四節　子会社等（第十一条の六十四―第十一条の六十九）
第五節　組合員及び会員（第十二条―第二十七条）
第六節　管理（第二十八条―第五十四条の五）
第七節　設立（第五十五条―第六十三条の二）
第八節　解散、合併、新設分割及び清算（第六十四条―第七十二条の三）
第三章　農事組合法人
第一節　通則（第七十二条の四―第七十二条の九）
第二節　事業（第七十二条の十―第七十二条の十二）
第三節　組合員、管理、設立、解散、合併及び清算（第七十二条の十三―第七十三条）
第四章　組織変更
第一節　株式会社への組織変更（第七十三条の二―第七十六条）
第二節　一般社団法人への組織変更（第七十七条―第八十条）
第三節　消費生活協同組合への組織変更（第八十一条―第八十六条）
第四節　医療法人への組織変更（第八十七条―第九十二条）
第五章　特定信用事業代理業（第九十二条の二―第九十二条の五）
第六章　指定紛争解決機関（第九十二条の六―第九十二条の九）
第七章　監督（第九十三条―第九十六条）
第八章　雑則（第九十七条―第九十八条の五）
第九章　罰則（第九十九条―第百三条）
第十章　没収に関する手続等の特例（第百四条―第百六条）
附則

第二条を削る。

第三条第三項中「これ」を「これら」に改め、同条を第二条とする。

第四条第一項中「の名称中には、」を「は、その名称中に」に、「なる」を「という」に改め、同条第二項中「なる」を「という」に改め、第二章第一節中同条を第三条とする。